

日本医師会医師賠償責任保険制度  
産業医・学校医等の医師活動賠償責任保険について

この度、日本医師会医賠償責任保険制度におきまして、産業医・学校医・保育園医等の医師活動賠償責任補償が拡充されることになりましたので、ご案内いたします。詳細につきましては、下記をご参照ください。

なお、「産業医・学校医等の医師活動賠償責任保険解説」は、日医 on-line、日本医師会ホームページ（メンバーズルーム）、日本医師会ニュース（7月5日号）および県医師会ホームページでご確認いただけます。

1. 補償拡充の内容

「産業医・学校医等の医師活動賠償責任補償」の追加

(1) 補償の概要

産業医・学校医等の医師活動（職務）において、医療行為以外の活動に起因して発生した不測の事故について、法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対して、保険金を支払います。

(2) 対象者

日医A会員（減免会員については医賠償責任加入会員）

(3) 対象となる活動（職務）

法令によって定められた以下の職務

①産業医②健康管理医③学校医④保育所等児童福祉法に定める嘱託医

(4) 補償の限度額

1事故1億円、保険期間中3億円（免責金額はなし）

2. 開始時期平成28年7月1日

3. その他

補償の拡充に伴う会費（掛金）の変更はありません。

詳細については別紙「産業医・学校医等の医師活動賠償責任保険解説」をご参照ください。

※現在、日医医賠償責任保険に加入している会員の先生は、改めて保険加入の手続きは必要ありません。ご不明な点は、県医師会保険医療学術課までお問い合わせ下さい。